

市内訪問看護・介護事業所等 代表者 様

加古川市介護保険課長

令和 6 年度事業所におけるハラスメント対策取組みに
対する費用補助金について（照会）

日頃より高齢者福祉行政の円滑な推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記のことについて、本市では訪問看護及び訪問介護事業所等において、2 人訪問ができる体制確保が困難な場合、1 人訪問時の安全対策に必要な経費として、警備会社によるセキュリティシステム導入に必要な機器購入費の一部を補助します。つきましては、当該補助内容についてご確認いただき、希望する場合は下記のとおり必要書類を提出してください。

記

1 補助対象事業者

2 人訪問体制の確保が困難な訪問看護事業所、訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所

2 対象経費

- ・警備会社によるセキュリティシステム導入に必要な機器購入費
- ・位置検索機能・緊急呼び出し機能付き防犯ブザーや防犯ボタン付き携帯電話の購入費
（令和 6 年度より新規対象）

3 補助額

対象経費の 2／3 （上限 14,000 円／1 事業所、千円未満の端数は切り捨て）

4 事前協議受付期間

令和 6 年 11 月 29 日（金）まで

5 提出書類 ※補助を希望しない場合は提出不要です。

- （1）鑑文
- （2）事前協議書
- （3）機器購入に係る見積書
- （4）機器の仕様が分かる資料（カタログ等）

6 提出方法

下記問い合わせ先のアドレスに電子メール

7 留意事項

申請書類を送付した際は、必ず下記問い合わせ先に電話で到達確認をしてください。

<問い合わせ先>

加古川市介護保険課 濱屋

TEL : 079-427-9123（直通）

MAIL : fuk_kaigo@city.kakogawa.lg.jp